



## 消防設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、パークゴルフ場の消防用設備及び消火器について定期点検若しくは随時点検を行い、施設機能を常に万全な状態維持することに関し、必要な仕様を以下に定める。

1 業務場所 福島県南相馬市鹿島区川子字大迫地内  
(南相馬市パークゴルフ場)

2 消防用設備名

- (1) 消防機器
- (2) 消火器

3 消防用設備保守点検業務内容

- (1) 当施設の消防用設備について、定期点検若しくは随時点検を行い、設備機能を常に完全な状態に保守するものとする。
- (2) 受託者が履行すべき点検業務は、誘導灯、誘導標識、配線、非常用警報器具及び設備等、当施設に設置してある消防用設備とする。
- (3) 保守点検は、定期巡回方式とし、下記のとおり行い、随時点検は設置者より故障発生の連絡があった場合に行うものとする。

点 検 区 分	点 検 実 施 の 回 数
	消 防 用 設 備
機 器 点 検	年度中に1度
総 合 点 検	年度中に1度

- (4) 受託者は、点検業務において技術員（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）を派遣し、この業務を行うものとする。
- (5) 受託者は、契約期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防用設備が火災又は誤報により作動したときは、受託者の通知を受けた後、早急に現場へ急行し適切な処置をとるものとする。
- (6) 点検の内容

消防法施行規則第31条の4第1項の規定による点検を実施するものとする。

(外観点検)

消防用設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防用設備の種類に応じて確認のこと。

(機能点検)

消防用設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防用設備の種類に応じて、基準に従い確認すること。

(総合点検)

消防用設備機器の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備を使用することにより、当該消防用設備の総合的な機能を消防用設備の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

4 消火器保守点検業務内容

(1) 点検要領

令和2年12月25日消防庁告示第19号(消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める告示)により実施するものとする。

点 検 区 分	点 検 実 施 の 回 数
	消 火 器
機 器 点 検	年度中に1度
総 合 点 検	年度中に1度

(2) 点検時の注意事項

- ①器具の性能に支障がなくともゴミ等の汚れは、雑巾等で清掃すること。
- ②合成樹脂製の容器又は部品の清掃には、シンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。
- ③キャップの開閉には、所定のキャップスパナを用いること。
- ④点検または整備のために消火器を所定の位置から移動する場合は、代替消火器を設置しておくこと。
- ⑤点検整備において、受託者が点検中に財産等を破損した場合は当該施設管理者と協議すること。

5 作業時間

- (1) 作業時間は、原則的には8時30分から午後5時までの間とする。
- (2) 時間内に実施できないときは、予め契約者と協議の上、実施すること。

6 点検報告書の提出

受託者は、業務完了時に業務報告書を契約者へ提出すること。

7 その他

業務遂行上疑義が生じた場合、契約者と協議の上決定する。

8 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

## 建築物環境衛生管理業務仕様書

この仕様書は、パークゴルフ場管理棟及び維持管理棟のねずみ、害虫等の発生、侵入の防止及び駆除を行い衛生管理の確保を図ることとする。

1	委託施設	管理棟	180.69 m <sup>2</sup>
		維持管理棟	49.27 m <sup>2</sup>
		トイレ棟（東側）	20.70 m <sup>2</sup>
		トイレ棟（西側）	20.70 m <sup>2</sup>

※上記の外、必要な箇所については防除業務を行うものとする。

### 2 実施方法

- (1) 防除については、委託期間内に5回（各年度1回）実施すること。
- (2) 防除作業は、防除計画に基づき有効かつ完全に行い終了後実施作業記録書を作成し、委託者及び委託者の指定する建築物環境衛生管理技術者の確認を受けなければならない。
- (3) 効果判定を実施し、効果が認められない場合は直ちに再施行すること。  
業務実施にあたり、受託者は委託者及び委託者の指定する建築物環境衛生管理技術者の指示を受け業務の具体的な方法について充分熟知のうえ、業務を施行しなければならない。

### 3 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

### 4 その他

- (1) 業務にあたり建築物における衛生環境の確保に関する法律等関係法令を遵守し、駆除効果と安全性の確保に努めるものとする。

## 浄化槽維持管理仕様書

本仕様書は、パークゴルフ場に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり維持管理の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

### 記

#### 1 業務箇所等

箇所名	型式	処理方式	処理対象人員	点検回数
管理棟	PCⅡ-130A型 (PCJ208)	合併槽	130	1回/月
トイレ棟(東側)	PCⅡ-80A型 (PCJ201)	合併槽	80	1回/月
トイレ棟(西側)	PCNⅡ-80B型 (PNA206)	合併槽	80	1回/月

#### 2 業務内容

- (1) 浄化槽の正常な機能を保持するため点検回数のとおり槽及び附属機器の機能点検をする。
- (2) スカムの生成及び汚泥の推積状況を点検し、清掃の時期を担当者まで報告する。
- (3) インバート桝、接続管、沈殿室、沈殿池の超流堰及び排水口等に異物等が付着しないようにする。
- (4) ばっ気装置にあつては散気装置が目づまりしないようにすること。
- (5) ポンプ設備にあつては常時作動させること。
- (6) 悪臭が周囲に発散しないように必要な措置を講じること。
- (7) 上記の他、疑義事由については係員の指示による。

#### 3 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

#### 4 その他

- (1) 現場担当者については浄化槽法の規定による認定書の写しを契約担当者まで提出のこと。
- (2) 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- (3) 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約担当者との協議のこと。

## 浄化槽清掃業務仕様書

本仕様書は、パークゴルフ場に設置されている浄化槽の運転状態を良好に保つと共に水質の保全並びに公害防止のため、下記のとおり清掃業務の方法を定めるものである。

なお、本仕様書は業務の大要を列記したもので、詳細については担当係員の指示によるものとする。

### 記

#### 1 業務箇所及び清掃量等

箇所名	型式	処理方式	処理対象人員	点検回数
管理棟	PCⅡ-130A型 (PCJ208)	合併槽	130	2回/年
トイレ棟(東側)	PCⅡ-80A型 (PCJ201)	合併槽	80	1回/年
トイレ棟(西側)	PCNⅡ-80B型 (PNA206)	合併槽	80	1回/年

#### 2 業務内容

##### (1) 清掃業務の技術上の基準

- ① 清掃は浄化槽の機能の状態に関する点検に基づいて行うこと。
- ② 沈殿分離室、腐敗室及び汚泥貯流槽の汚泥等の引き出しは全量とすること。
- ③ 汚泥濃縮貯流槽の汚泥等の引き出しは脱離液を流量整槽または曝気槽に移送した後の全量とすること。
- ④ 沈殿分離槽の汚泥等の引き出しは適正量とすること。
- ⑤ 曝気室の汚泥等の引き出しは、張り水後の曝気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね5%以上10%以下になるように行うこと。
- ⑥ スクリーンにあっては、付着及び沈殿物等を除去し洗浄すること。
- ⑦ 単独処理の施設にあっては、洗浄に使用した水は室内の張り水として使用すること。
- ⑧ 浄化槽の点検及び清掃の記録を2部作成し、1部を浄化槽の管理者に交付し1部を自ら3年間保存すること。

#### 3 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

#### 4 その他

- (1) 請負者の行った業務について不十分な場合はやり直しを命ずることができる。
- (2) 業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約担当者と協議のこと。
- (3) 清掃完了後は請求書に写真及び完了報告書を添えて提出のこと。

## 受水槽維持管理業務仕様書

下記施設における受水槽維持管理業務について、福島県飲用井戸等衛生対策要領に基づき、下記のとおり定める。

1. 業務名 受水槽維持管理業務
2. 業務場所 南相馬市パークゴルフ場
3. 業務内容

(1) 清掃回数 年1回

(2) 水質検査 年1回 基準については、省令で定める51項目。

一	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
二	大腸菌	検出されないこと。
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。
四	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。
五	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
六	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
七	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。
九	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。
十	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
十一	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/l以下であること。
十二	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。
十三	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。
十四	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。
十五	一・四―ジオキサン	0.05mg/l以下であること。
十六	シス―一・二―ジクロロエチレン及び トランス―一・二―ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。
十七	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。
十八	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
十九	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
二十	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。
二十一	塩素酸	0.6mg/l以下であること。
二十二	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。

二十三	クロロホルム	○・○六mg/1以下であること。
二十四	ジクロロ酢酸	○・○三mg/1以下であること。
二十五	ジブロモクロロメタン	○・一mg/1以下であること。
二十六	臭素酸	○・○一mg/1以下であること。
二十七	総トリハロメタン (クロロホルム、ジ ブロモクロロメタン、ブロモジクロロ メタン及びブロモホルムのそれぞれ の濃度の総和)	○・一mg/1以下であること。
二十八	トリクロロ酢酸	○・○三mg/1以下であること。
二十九	ブロモジクロロメタン	○・○三mg/1以下であること。
三十	ブロモホルム	○・○九mg/1以下であること。
三十一	ホルムアルデヒド	○・○八mg/1以下であること。
三十二	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、一・○mg/1以下であること。
三十三	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、○・二mg/1以下である こと。
三十四	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、○・三mg/1以下であること。
三十五	銅及びその化合物	銅の量に関して、一・○mg/1以下であること。
三十六	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、二〇〇mg/1以下であるこ と。
三十七	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、○・○五mg/1以下であるこ と。
三十八	塩化物イオン	二〇〇mg/1以下であること。
三十九	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	三〇〇mg/1以下であること。
四十	蒸発残留物	五〇〇mg/1以下であること。
四十一	陰イオン界面活性剤	○・二mg/1以下であること。
四十二	(四S・四aS・八aR) 一オクタヒドロ 一四・八a—ジメチルナフタレン—四a (二H) 一オール (別名ジェオスミン)	○・〇〇〇〇一mg/1以下であること。
四十三	一・二・七・七—テトラメチルビシク ロ [二・二・一] ヘプタン—二—オー ル (別名二—メチルイソボルネオー ル)	○・〇〇〇〇一mg/1以下であること。
四十四	非イオン界面活性剤	○・○二mg/1以下であること。
四十五	フェノール類	フェノールの量に換算して、○・〇〇五mg/1以下で あること。
四十六	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	三mg/1以下であること。
四十七	pH値	五・八以上八・六以下であること。

四十八	味	異常でないこと。
四十九	臭気	異常でないこと。
五十	色度	五度以下であること。
五十一	濁度	二度以下であること。

(3) 業務終了後は、業務報告書を作成し、施設管理者に提出すること。

#### 4. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

## 芝管理業務仕様書

本仕様書は、南相馬市パークゴルフ場の芝管理について必要な事項を定めるものとする。

### 1. 施設概要

- (1) 施設名 南相馬市パークゴルフ場  
 (2) 施設所在地 福島県南相馬市鹿島区川子字大迫地内  
 (3) 施設概要

- ①供用開始：平成28年10月  
 ②面積：70,124m<sup>2</sup> (芝部分60,338m<sup>2</sup>)  
 ③施設内容：パークゴルフ場6コース54ホール

### (4) 業務内容

#### a. 管理業務内訳

工種	数量	業務内容		
		内容詳細	年度実施回数	年度委託回数
グリーン				
①刈込・刈草回収工	4,994m <sup>2</sup>	刈込・刈草回収作業	7	3
②更新作業工	4,994m <sup>2</sup>	エアレーション	1	1
③薬剤散布工 (病虫害防除)	4,994m <sup>2</sup>	殺菌剤、殺虫剤散布	1	1
③ 薬剤散布工(除草)	4,994m <sup>2</sup>	除草剤散布作業	1	1
④施肥工	4,994m <sup>2</sup>	施肥作業	1	0
⑤目土散布工	4,994m <sup>2</sup>	目土散布作業 t=5mm程度	2	0
⑥刈草物処分	1式		1	1
⑦除草	4,994m <sup>2</sup>	人力手取除草作業	1	1
フェアウェイ				
①刈込・刈草回収工	10,686m <sup>2</sup>	刈込・刈草回収作業	7	3
②更新作業工	10,686m <sup>2</sup>	エアレーション	1	1
③薬剤散布工 (病虫害防除)	10,686m <sup>2</sup>	殺菌剤、殺虫剤散布作業	1	1
③ 薬剤散布工(除草)	10,686m <sup>2</sup>	除草剤散布作業	1	1
④施肥工	10,686m <sup>2</sup>	施肥作業	1	0
⑤目土散布工	10,686m <sup>2</sup>	目土散布作業 t=5mm程度	2	0
⑥刈草物処分	1式		1	1
⑦除草	10,686m <sup>2</sup>	人力手取除草作業	1	1

ラフ (洋芝)				
① 刈込・刈草回収工	44,658m <sup>2</sup>	刈込・刈草回収作業	4	0
② 薬剤散布工 (病虫害防除)	44,658m <sup>2</sup>	殺菌剤、殺虫剤散布作業	1	1
② 施肥工	44,658m <sup>2</sup>	施肥作業	1	0
③ 刈草物処分	1式		1	0

## 2. 管理方法

### (1) 前提条件

- ①南相馬市パークゴルフ場は、東北電力株式会社から貸借を受けた土地に立地しており、当該地は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）」の適用を受ける土地である。
- ②よって、エアレーション、施肥、目土散布等芝の管理を行う際は、同法を順守することはもちろんのこと、芝の養生等のために盛土、掘削などを行う際は、遮蔽シートを破損することのないよう十分に注意すること。
- ③盛土、掘削、エアレーションを行う際は、東北電力株式会社との協議が必要となることから、実施日程が決まり次第市へ協議すること。

### (2) 刈払・刈草回収工

- ①芝生面を平滑にし、美観を高めること。
- ②芝生の分けつを促進し、ターフを密集させること。
- ③利用、修景目的に応じた芝生の刈り込み高を維持すること。
- ④通風、日射を確保し、健全な育成を促すこと。
- ⑤雑草を消滅させたり、雑草の進入を防ぐ除草効果を高めること。
- ⑥芝刈りの時期、回数等は芝の育成状態、気象状況、グリーンやラフ等の場所などにより異なるが、現場の状況により、適正な作業管理を行い、常に良好な芝生状態を保つこと。
- ⑦芝生内にある石、空缶等障害物はあらかじめ取り除くこと。
- ⑧芝生内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈込むこと。
- ⑨樹木の根際、柵類のまわりなど、機械刈りの不適當または不能の場所は手刈りとする。
- ⑩刈り取った芝は、速やかに場内の指定場所に保管するとともに、刈り跡はきれいに清掃すること。
- ⑪通常、芝刈りは機械を使用するが、極小面積あるいは機械使用が不可能な場合は補助的に手刈りで行うこと。

### (3) 更新作業工 (エアレーション)

- ①エアレーションは芝生地に穴や切れ込みを入れ、根の周りに酸素を供給することにより、根の呼吸を助け、芝の老化を防止し、水分や肥料の浸透をよくし、生育を活性化させるために、適宜、実施すること。

- ②実施の際は、遮蔽シートを損傷することのないよう十分に注意すること。
- (4) 薬剤散布工（病虫害防除）
- ①病虫害の種類や発生時期を調査し、計画的に予防すること。
  - ②薬剤散布に当たっては、濃度・散布方法・時期等の打合せを十分に行い、雨天・風の強い時・日中の高温時は避けて早朝か夕方に、ムラなく散布を行うこと。
  - ③病虫害の種類を特定した後、病虫害に登録のある薬剤を使用すること。
  - ④使用した薬剤を帳簿などに記録すること。
  - ⑤病害としては、ブラウンパッチ、春はげ病、葉枯病、雪腐病、ピシウムパッチ等があり、虫害には、コガネ虫類の幼虫、ヨトウの幼虫、シバットガの幼虫によるものがあるので、それぞれ適した薬剤を使用すること。
  - ⑥使用薬剤は標準的な価格であるものを使用することを基本とするが、病虫害の種類によって標準的な価格を超えるものが必要と判断される場合は、市と受託者が協議の上、施工の是非を総合的に判断すること。
- (5) 薬剤散布工（除草）
- ①除草剤を使用する場合は、当該地が廃掃法の適用を受ける土地であることに十分留意し、周辺環境に配慮することに加え、同法を順守した安全性の高い薬剤を使用すること。また、地下に浸透することを想定し、遮蔽シートに浸潤しないよう特に注意すること。
  - ②薬剤散布に当たっては、濃度・散布方法・時期等の打合せを十分に行い、雨天・風の強い時・日中の高温時は避けて早朝か夕方に、ムラなく散布を行うこと。
  - ③除草剤は、使用している芝生の種類と雑草の種類によって薬の種類や量が異なるため、十分に注意すること。
  - ④使用した薬剤を帳簿などに記録すること。
  - ⑤薬剤価格が標準を超えるものが必要と判断される場合は、市と受託者が協議の上使用の是非を判断する。
- (6) 施肥工
- ①施肥の目的は、芝生の生育の促進、病虫害に対する抵抗力、土壤の改良及び地力の維持などであり、芝生を美しく維持するため、適期に行うこと。
  - ②肥料が遮蔽シートを浸潤することのないよう十分注意すること。
- (7) 目土散布工
- ①目土散布は、芝生面の凸凹を平坦にし、土壤の硬化を防ぎ、新芽の出やすい環境をつくるため、適期に行うこと。
  - ②土は雑草の種子や石等の混入していない水はけの良い土とし、一度に施工する厚さは、5mm程度とすること。
  - ③目土掛けの作業は、必ず芝生を刈り込んだ後に行うこと。

- ④過剰な目土散布により、廃掃法に抵触することのないよう十分に注意すること。
- (8) 刈草処分工
  - ①刈草は、刈込時に場内指定場所に一旦保管し、一定程度蓄積した後に場外へ搬出し処分することとするが、回数・処分方法・処分場所等について、関係法令並びに市の条例規則等を遵守し、市と受託者が協議により定めるものとする。
- (9) 除草
  - ①除草は人力除草を基本とし、グリーン、フェアウェイ及び樹木周りは重点的、かつ雑草の結実前に効果的に行うこと。
- (10) その他
  - ①受託者は、芝生の状況を把握し、常に良好な状態に保つよう維持管理を行うこと。
  - ②この仕様書にないものについては、市と受託者が協議の上定めるものとする。

### 3. 物品の貸与

- (1) 物品の貸与及び帰属等
  - ①市の所有に属する芝管理用備品等（別表1）については、受託者へ無償で貸与する。ただし、それに係る保険費用並びに修理費用及び更新は、市の負担とする。なお、貸与備品等は、管理業務終了後において点検整備のうえ返却すること。
  - ②上記備品に関して、受託者の瑕疵に伴い発生した修理費については、受託者が負担するものとする。
  - ③芝を管理するうえで必要と判断される備品等に関しては、市及び受託者協議の上、市の負担により購入する。その備品に関しては、市の所有に属するものとする。
  - ④受託者が委託料によらないで購入または調達した備品等は、受託者の所有に属するものとする。

### 4. その他

- (1) 管理業務の継続が困難となった場合の措置
  - ①受託者の責めに帰すべき理由により業務の継続が困難となった場合、市は委託業務を取り消すことができる。この場合に生じた損害は受託者が賠償することとする。
  - ②上記の場合において受託者は、次期受託者が円滑、かつ、支障なく施設の管理業務を遂行できるよう引継ぎを行うこと。
  - ③災害その他不可抗力、または市、及び受託者双方の責めに帰することの

できない理由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。

(2) 天災及び不可抗力によるコース内の変位等により形状変更が必要となった場合の措置

①天災及び不可抗力によるコース内の変位等により、コース内の形状変更が必要な場合、その作業に係る費用及びコース、又はホールの閉鎖等については、市へ協議を行うこと。

②災害その他不可抗力、または市及び受託者双方の責めに帰することのできない理由により、想定を超えるコースの修繕が必要となった場合、復旧の作業に必要な費用については、市及び受託者で協議の上判断することとする。

(3) 管理作業に伴いコースの閉鎖を行う場合の措置

①芝刈、集草、薬剤散布等により、プレーヤー及び職員の安全の確保が困難と判断される場合は、市と受託者の協議によりコースの閉鎖を行うことができる。

(4) 散水設備が故障した場合の措置

①散水設備の故障または不具合が生じた場合は、すみやかにその修理、改善を市及び受託者で協議し、実施すること。

(5) 大会実施に伴い作業量が増加した場合の措置

①大会及びイベント等の実施に合わせ、管理内容の向上に伴い、作業量等が増加することが見込まれる場合は、その費用、経費について、市及び受託者が協議の上、判断するものとする。

別表 1 市の所有に属する芝管理用備品等

	型番	名称	数量	備考
1	LM26PH	バロネスグリーンモア	2台	
2	LM185B	バロネス乗用3連アプローチモア	1台	
3	MS25A	バロネス肥料散布機	1台	
4	MS300R	バロネス薄目土散布機	1台	
5	SB500A	バロネススーパードロア	2台	
6	PMK300	バロネス刈払機	2台	
7	RM20B	バロネスラッピングマシーン	1台	
8	AccuPro2000	バロネス肥料種子散布機アキュプロ 2000	1台	
9	910	バロネススローンスーパー (HUSQVARNA)	1台	
10	MS90B	バロネス目土散布機	1台	
11	GM130B	バロネス乗用3連ロータリーモア	1台	

## 清掃業務仕様書

パークゴルフ場の管理棟・維持管理棟・トイレ棟の清掃業務について、以下に仕様を定める。

- 1 業務場所 南相馬市パークゴルフ場内の以下の施設
  - ・管理棟
  - ・維持管理棟
  - ・トイレ棟（東側）
  - ・トイレ棟（西側）
  
- 2 業務内容 各施設の床及び窓ガラスの清掃  
(清掃内容)
  - ・床：洗浄、管理棟のワックスがけ（年1回）
  - ・窓ガラス：全面清掃
  
- 3 環境への配慮  
南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。
  
- 4 その他  
業務について施設管理者の指示にしたがうことは勿論、その他問題点が生じたときは契約担当者と協議のこと。

## 機 械 警 備 業 務 仕 様 書

本仕様書は、下記施設における火災、盗難及び不良行為を防止し、かつ施設の保全を図って正常な運営を確保するため下記に定めるところのより業務を履行する。

### 記

- 1 委託名 南相馬市パークゴルフ場管理棟及び維持管理棟警備業務委託
- 2 委託箇所 南相馬市パークゴルフ場（南相馬市鹿島区川子字大迫2番地）
- 3 業務内容等
  - (1) 警備任務
    - ①火災、盗難及び不良行為の拡大防止。
    - ②施設の秩序の維持保全。
    - ③事故確知時における関係先への通報連絡。
    - ④警備報告書の提出。（毎月）
  - (2) 警備内容
    - ①機械警備とする。
    - ②特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に変わる警備を行うものとする。
- 4 警備方法等
  - (1) 機械警備
    - ① 機械警備は24時間実施するものとする。（但し、使用時間は除く）
    - ② 上記において使用時間とは、施設使用者からの警備装置作動解除の信号を受けた時に始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。
  - (2) 警備機械の整備
    - ①受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。
    - ②受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い常に正常作動を確認し、万一警備機械の故障により異状を生じたときは遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに機器の復旧を行うこと。
    - ③警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。
  - (3) 警備体制条件
    - ①警備業務時間中、当該警報機により感知される異状の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
    - ②受託者は警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異状の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。

- ③受託者は警備業務時間中前項により施設に異状事態が発生したことを知った時、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異状事態の確認を行い必要な処置を講ずること。
- ④受託者は異常事態の確認を行い、二酸化炭素等のガス消化設備その他人命に影響を及ぼす設備の作動、または異臭発生、その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関及びその他緊急連絡先に連絡するものとし、その後の異常の有無の点検、警報機器の操作、ガス消化設備等の操作及び鍵の解錠等を行わないものとする。
- ⑤受託者は上記異常事態が発生した場合、出動した消防機関に対する当該物件の最終入り口までの誘導、第三者の当該物件への入場の制止、可能な限りの初期消火を行うものとする。
- ⑥機械警備については断線監視システムにより常時監視体制をとるものとする。

#### (4) 人事、指揮運営

- ①警備実施上必要な権限は受託者に付与する。
- ②警備員の人事並びに警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

#### 5 事故報告

事故発生の際はすみやかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

#### 6 損害賠償

- (1) 受託者は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。
- (2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
- (3) 前1、2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。
- (4) 第2項に規定する限度額を越える部分については、法令又は社会通念に照らし、相互協議の上定めるものとする。

#### 7 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取扱い保管すること。

#### 8 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

#### 9 その他

- (1) 受託者はその他警備上必要と認める事項等について、委託者に指導、助言を行うものとする。

- (2) 警備機器取付日は協議のうえ決定するものとする。なお、契約日から警備機器取付が完了するまでの期間は、施設の巡回等により警備を行うものとする。
- (3) 警備機器の取付料、使用料及び保守点検料は、月ごとの委託料に含めるものとする。
- (4) 警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある限り、両者協議し本書に付加条項を添付する。

## 一般廃棄物収集運搬業務仕様書

この仕様書は、パークゴルフ場から排出される一般廃棄物の収集及び運搬業務について、必要な仕様を以下に定める。

1 業務場所 福島県南相馬市鹿島区川子字大迫地内（南相馬市パークゴルフ場）

### 2 業務内容

#### (1) 収集方法

- ①収集日
  - ・可燃ごみ 毎週月・木曜日
  - ・不燃ごみ 毎月第1水曜日
  - ・資源ごみ 毎月第1・第3日曜日

#### ②業務実施時間

当該業務の実施時間は、午前8時30分から収集完了までとするが、午後5時まで完了するように努めること。

#### ③その他

パークゴルフの大会等により発生した一般廃棄物については、施設利用者の要請により収集するものとする。

#### (2) 収集する廃棄物の種類

収集する廃棄物については、下記の区分に従い収集するものとする。

収集の区分	分別の区分（委託者により分別）
可燃物	資源ゴミとして分類される紙類、ペットボトル、白トレイ、プラスチックゴミを除く
不燃物	資源ゴミとして分別収集する缶類、瓶類を除く
瓶類	ビール瓶、一升瓶を除く
缶類	燃料用缶、缶詰、のり缶等
ペットボトル	リサイクルマーク1の記載のあるペットボトル
白トレイ	リサイクルマーク6の記載のある白色トレイ
古紙類	新聞、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類

#### (3) 収集物の運搬先

収集した廃棄物は、下記の区分に従い搬入すること。

- ①クリーン原町センター：可燃物、不燃物
- ②リサイクルプラザ又は有限会社齋藤商店  
：缶類、瓶類、ペットボトル、白トレイ、古紙類

### 3 業務実施基準

#### (1) 関係法令の遵守

廃棄物収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例、同規則」を遵守し、業務の重要性及び公共性を認識し、最も適切な方法で行うこと。

#### (2) 受託資格

当該業務を受託する者は、「事業系一般廃棄物収集運搬事業」に基づく業の許可を受けた者若しくは申請中で取得見込みの者でなければならない。

### 4 交通安全の確保

廃棄物収集運搬業務中は、交通安全と円滑な通行に努めるとともに、児童生徒はもとより一般人の通行に支障のないよう細心の注意を払い、交通事故防止に努めること。

### 5 秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

### 6 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

### 7 その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。